



特定非営利活動法人

メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

E-mail: info@mekongwatch.org

Website: <http://www.mekongwatch.org>

2009年7月1日

外務省 国際協力局 無償資金・技術協力課 御中

国際協力機構 経済基盤開発部 御中

同 審査部 御中

cc: 国際協力機構 環境社会配慮審査会 御中

無償資金協力「カンボジア国道1号線改修事業」について（要請および質問）

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

カンボジアの現地 NGO とメコン・ウォッチは、これまで、日本政府および国際協力機構（JICA）に対して、カンボジア国道1号線改修事業（日本国無償資金協力区間）のうち、すでに移転が実施された区間における移転住民の多くに十分な補償が支払われていなかったこと、生計回復に困難を抱えてきていることを指摘すると同時に、これらの問題が解決されないまま、今後の資金協力が決定されるべきではないと要請してきています。

先般、6月22日にJICAでの会合において、本事業で再取得価格による補償が実施されることとなったこと、現地において情報公開が進んでいることなどについて簡単なお説明がありましたが、ご説明の根拠となる報告書等については示されませんでした。私たちは、第1期および第2期において私たちが指摘してきた問題の解決が確認できるまで、第3期の資金協力を決定すべきではないことを改めて要請するとともに、下記の要望及び質問を提出させていただきます。

（要望）

1. 本事業（日本国無償区間）の住民移転計画、市場価格調査報告書／補償レートの算出および適用方法に関する文書を一般公開されたい。

（理由）：本事業において住民移転関連の問題がかねてより指摘されている中、その基本的な情報である住民移転計画や市場価格調査報告書を一般公開することは、日本政府／JICAとしての説明責任を果たすために必要である。また、これまで補償単価の適正さが争点となってきたことを考えると、市場価格調査報告書や補償レート適用方法に関する文書は、再取得価格の根拠を示す資料として必要である。

(質問)

2. 6月22日会合におけるJICAのご説明によれば、第3期（プノンペン寄り13km区間）の移転世帯数は100世帯未満、セットバックする件数は1,300「件」であるとのことであったが、さらに下記についてご教示頂きたい。
  - 1) 「移転世帯数100世帯未満」に関して：どのような調査をもとに算出した数値か。
  - 2) 移転する居住用家屋は何軒か。
  - 3) 移転する店舗は何軒か。
  - 4) セットバックする建物の数について、商業地域／居住地域ごとにご教示されたい。
3. 第3期の被影響住民に関して、詳細資産調査は実施されているか。時期はいつか。
4. 第3期の被影響住民のうち何世帯が本事業で用意された移転地に移転するか。場所はどこか。
5. 第3期の被影響世帯に対し、補償の算定根拠を示すための書類は手渡されているか。手渡されている場合、そこに掲載されている項目はどのようなものか。
6. 現在までに第3期の被影響住民の所得・生計に関するベースライン調査はされているか。されている場合、その調査結果の概要についてご教示頂きたい。
7. 第1期、第2期の移転住民に対して補償の差額が支払われたのはいつか。
8. 第1期、第2期の移転住民のうち移転地に移転した住民に、土地権証書が渡されたか。
9. 第1期、第2期の移転住民に対して、生計回復の状況に関する調査は実施されているか。実施されている場合、その結果をご教示頂きたい。
10. 第1期、第2期の移転住民の生計回復の状況に関するJICAおよび日本政府としての評価につき、ご教示頂きたい。

以上